

J a p a n W e l c o m e S I M サ ー ビ ス 契 約 約 款

| [改 正 後] | [現 行] |
|--|---|
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 JWSIM契約</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(当社が行うJWSIM契約の解除)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、次のいずれかに該当するときは、そのJWSIM契約を解除します。</p> <p>(1) JWSIMサービス契約の承諾を行った日から起算して90日を経過するまでの間に、利用開始認証(第11条(契約者が行うJWSIM契約の解除)に規定するものをいいます。)が行われていないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則(平成31年4月8日経企第73号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、平成31年4月15日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、JWSIM契約の申込みの承諾を受けているときは、第12条(当社が行うJWSIM契約の解除)の第2項第1号中の「90日」を「150日」に読み替えて適用します。</p> | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 JWSIM契約</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(当社が行うJWSIM契約の解除)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、次のいずれかに該当するときは、そのJWSIM契約を解除します。</p> <p>(1) JWSIMサービス契約の承諾を行った日から起算して150日を経過するまでの間に、利用開始認証(第11条(契約者が行うJWSIM契約の解除)に規定するものをいいます。)が行われていないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p> <p>別表 (略)</p> |

J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款

| [改 正 後] | [現 行] |
|--|---|
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 JWSIM-0契約</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(当社が行うJWSIM-0契約の解除)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、次のいずれかに該当するときは、そのJWSIM-0契約を解除します。</p> <p>(1) JWSIM-0サービス契約の承諾を行った日から起算して90日を経過するまでの間に、利用開始認証(第11条(契約者が行うJWSIM-0契約の解除)に規定するものをいいます。)が行われていないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則(平成31年4月8日経企第73号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成31年4月15日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、JWSIM-0契約の申込みの承諾を受けているときは、第12条(当社が行うJWSIM-0契約の解除)の第2項第1号中の「90日」を「150日」に読み替えて適用します。</p> | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 JWSIM-0契約</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(当社が行うJWSIM-0契約の解除)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、次のいずれかに該当するときは、そのJWSIM-0契約を解除します。</p> <p>(1) JWSIM-0サービス契約の承諾を行った日から起算して150日を経過するまでの間に、利用開始認証(第11条(契約者が行うJWSIM-0契約の解除)に規定するものをいいます。)が行われていないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p> <p>別表 (略)</p> |